

# 障害のある方もない方も安心して暮らせるまち

## 第4期障害福祉計画を策定しました

【担当課】 障害福祉課 ☎5654-8262

障害福祉計画は、障害のある方やご家族の方が地域社会の中で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスなどを適切に提供するため、障害者総合支援法や国の基本指針に基づき、障害のある方やご家族の要望を踏まえて策定しました。

【計画期間】 平成27～29年度の3年間

### 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害のある方がご家族の住む地域で暮らせるように、福祉施設入所者の地域生活への移行を支援します。

#### 具体的な取り組み

- 知的障害者グループホームの整備支援**  
福祉施設入所者だけでなく、家族の高齢化などで自宅での生活が難しい方も住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームを整備する社会福祉法人を支援します。
- 地域生活支援型入所施設の整備支援**  
グループホーム入所希望者で一定期間暮らしの様子を見守る必要がある方が、3～5年で地域のグループホームで暮らせるよう支援する地域生活支援型入所施設の整備を支援します。
- 相談支援体制の充実**  
地域で生活している障害のある方が安心して相談し、支援を受けられるよう、民間相談支援事業所の設立・運営の支援策を検討します。

### 障害のある方の地域生活への移行

入院中の精神に障害のある方がご家族の住む地域で暮らせるよう、地域生活への移行を支援します。

#### 具体的な取り組み

- 葛飾区地域精神保健福祉連携会議や協議会の活用**  
医療機関・障害者施設代表者・区関係者の連携会議や協議会を活用し、精神保健福祉ネットワークを構築します。  
また、支援者の相談支援技術の向上のため、民間事業所と区が協働して企画運営を行います。
- 精神障害者グループホームの整備・運営支援**  
民間事業者によるグループホームの整備や、区内に7カ所ある精神に障害のある方のグループホームの運営を支援します。
- 相談支援体制の充実**  
長期入院患者の入院中の生活相談や退院に向けて医療機関との調整をします。  
また、地域での仲間づくり活動の支援や、日中活動・交流の場として地域活動支援センターの活用を図ります。

### 地域生活支援拠点の整備

障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援の拠点などの整備を支援します。

#### 具体的な取り組み

短期入所事業や区内のグループホームのサポートができ、地域生活支援の拠点となる機能を持つ施設の整備支援を行います。

### 福祉施設から一般就労への移行

障害のある方が社会の中でいきいきと活躍できるよう、福祉施設利用者の一般企業などへの就労を支援します。

#### 具体的な取り組み

- 障害者就労訓練システムの充実**  
実際の就労現場に近い状態で実習を行う「中間的就労の場」の活用などで、訓練システムを充実させます。
- 就労支援指導員の配置**  
区内通所施設に就労支援指導員を配置し、就労希望者の育成と一般就労へ向けた取り組みを支援します。
- 就労支援助成金制度による支援**  
通所施設から一般就労した方が早期退職した場合、元の通所施設で再訓練を受けることができるよう、施設利用者の一般就労への挑戦を支援します。
- 就労に挑戦する環境づくり**  
企業実習の機会を増やし、就労経験を重ねてから一般就労へ挑戦できるよう支援します。
- 企業内就労訓練事業の実施**  
企業での就労により近い環境で作業経験を重ねることができ企業内就労訓練事業を実施し、一般就労を支援します。
- 葛飾区チャレンジ雇用**  
就労経験の少ない方を区が雇用し、区役所内で経験を重ねて一般就労をめざします。
- 身近なところで就労の場を広げる取り組み**  
区が近隣の企業への職場開拓を行い、障害のある方の身近な地域での就労を支援します。

### サービスの提供体制を確保するための取り組み

障害のある方の生活に必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の確保に取り組みます。

#### 訪問系サービス

障害のある方が安心して日常生活を送れるよう、家事援助や身体介護などを行う、サービス提供事業者の確保に努めます。

#### 日中活動系サービス(日中活動の場の提供)

通所施設でのサービス提供量を確保するため、障害者通所施設の整備について平成29年度の着工をめざします。

また、医療的ケアの必要な生活介護利用希望者の増加に対応するため、新しい施設整備も視野に入れ、受け入れが可能な施設を増やします。

#### 居住系サービス(住まいの場の提供)

社会福祉法人などが東京都の補助事業を活用してグループホームの整備を行う際、施設整備費の一部を補助します。

また、スプリンクラー(消防用設備)の設置が義務付けられたグループホームに、設置費の一部を補助します。

#### 相談支援

平成27年度から全てのサービス利用(障害児サービスを含む)に、利用計画の作成が必要になりました。利用計画の作成や障害のある方の相談に適切に応じる民間相談支援事業所の設立などを支援し、実施体制を整備します。また、実施体制が整備されるまでの間、区職員が利用計画の作成を支援します。

#### 障害児通所支援等

社会福祉法人による児童発達支援センターの整備を支援し、障害のあるお子さんの療育や、日中活動の場を提供します。

平成31年度までに2カ所の児童発達支援センターを整備します。



児童発達支援センターの療育の様子

#### 地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

## 障害者施策推進計画を見直しました

### 基本理念

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。

基本理念の実現をめざし、平成24～29年度の6年間の計画として、障害者に関する施策全般を定めています。第4期障害福祉計画の策定に合わせ、計画の見直しを行いました。

### 主な見直し点

- 重点的な取り組みに公共サインの再構築を加え、5歳児健康診査事業などを新たな取り組みに加えました。
- 通所施設の整備数値目標などを第4期障害福祉計画に合わせて見直しました。

### 計画を閲覧できます

区政情報コーナー(区役所3階304番)・図書館・区ホームページでご覧になれます。

区政情報コーナーでは、540円で販売も行っています。